

第13回新事業創出WG 事務局説明資料②

(今後の議論の方向性とアクションプラン2020について)

令和2年4月23日

経済産業省 商務・サービスグループ

ヘルスケア産業課

健康・医療戦略推進法(平成26年法律第48号)第17条に基づき、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会(**健康長寿社会**)を形成するため、政府が講ずべき医療分野の研究開発及び健康長寿社会に資する新産業創出等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するべく策定するもの。

* 対象期間:**2020年度から2024年度までの5年間**。フォローアップの結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

基本方針

世界最高水準の医療の提供に資する**医療分野の研究開発**の推進

- AMEDを核とした、基礎から実用化までの一貫した研究開発
- モダリティ等を軸とした「統合プロジェクト」の推進
- 最先端の研究開発を支える環境の整備

健康長寿社会の形成に資する**新産業創出**及び**国際展開**の促進

- 予防・進行抑制・共生型の健康・医療システムの構築、新産業創出に向けたイノベーション・エコシステムの構築
- アジア・アフリカにおける健康・医療関連産業の国際展開の推進、日本の医療の国際化

具体的施策

1. 研究開発の推進

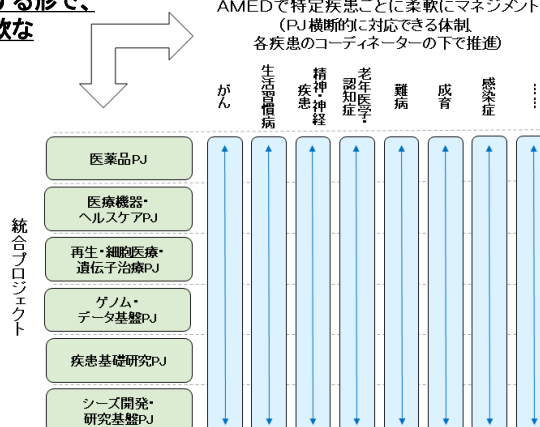
- 科学研究費助成事業、他の資金配分機関、インハウス研究機関と連携しつつ、AMEDを中核とした基礎から実用化まで一貫した研究開発の推進。特に**AMED及びインハウス研究機関**が推進する医療分野の研究開発について、健康・医療戦略推進本部において、有識者意見も踏まえつつ、関係府省に対して**一元的に予算要求配分調整を実施**
- モダリティ等を軸とした6つの「統合プロジェクト」**を定め、プログラムディレクター(PD)の下で、関係府省の事業を連携させ、基礎から実用化まで一元的に推進
- 多様な疾患への対応や感染症等への機動的対応が必要であることから、

疾患研究は統合プロジェクトを横断する形で、各疾患のコーディネーターによる柔軟なマネジメントができるよう推進

※我が国の社会課題である疾患分野は、戦略的・体系的に推進する観点から、具体的疾患に関してプロジェクト間の連携を常時十分に確保するとともに、予算規模や研究開発の状況等を把握し対外公表(**がん、生活習慣病、精神・神経疾患、老年医学・認知症、難病、成育、感染症**等)

※基礎的な研究から、医薬品等の実用化まで一貫した研究開発
特に難病については、その特性を踏まえ、患者の実態を把握しつつ、厚生労働省の調査研究からAMEDの実用化を目指した研究まで、相互に連携して切れ目なく推進

AMEDで特定疾患ごとに柔軟にマネジメント(PJ横断的に対応できる体制、各疾患のコーディネーターの下で推進)



- 健康寿命延伸を意識し、「**予防／診断／治療／予後・QOL**」といった**開発目的**を明確にした技術アプローチを実施
- 野心的な目標に基づく**ムーンショット型**の研究開発をCSTと連携して推進

1. 新産業創出

(1)公的保険外のヘルスケア産業の促進等

- 職域・地域・個人の健康投資の促進
(健康経営の推進等)
- 適正なサービス提供のための環境整備
(ヘルスケアサービスの品質評価の取組促進等)
- 個別の領域の取組
(「健康に良い食」、スポーツ、まちづくり等)

(2)新産業創出に向けたイノベーション・エコシステムの強化
(官民ファンド等によるベンチャー等への資金支援等)

2. 国際展開の促進

- ・ **アジア健康構想**の推進 (規制調和の推進を含む)
- ・ **アフリカ健康構想**の推進
- ・ 我が国の医療の国際的対応能力の向上
(医療インバウンド、訪日外国人への医療提供等)

2. 研究開発の環境の整備

- ・ 研究開発支援を行う拠点となる橋渡し研究支援拠点や臨床中核拠点病院等の整備、強化
- ・ 国立高度専門医療研究センターの組織のあり方の検討
- ・ 共通基盤施設の利活用推進、研究開発で得られたデータの連携の推進

3. 研究開発の公正かつ適正な実施の確保

4. 研究開発成果の実用化のための審査体制の整備等

新事業創出WG

○健康長寿社会の形成に資するその他の重要な取組

- ・ 認知症施策推進大綱に基づく**認知症施策の推進**
- ・ AMR(薬剤耐性)や**新型コロナウイルス感染症対策**の推進

○研究開発及び新産業創出等を支える基盤的施策

1. データ利活用基盤の構築

- ・ データヘルス改革の推進
- ・ 医療情報の利活用の推進

2. 教育の振興、人材の育成・確保等

- ・ 先端的研究開発の推進のために必要な人材の育成・確保等
- ・ 新産業の創出及び国際展開の推進のために必要な人材の育成・確保等
- ・ 教育、広報活動の充実等

アクションプラン2020の基本方針・具体的施策について

- アクションプラン2020の基本方針や具体的施策については、第2期健康・医療戦略に準拠した形で、策定に向けた議論を行っていく。
- アクションプラン2020の基本方針については、以下の(1),(2)の2本柱としたい。

アクションプラン2020の基本方針（案）

（１）予防・進行抑制・共生型の健康・医療システムの構築

・公的保険外のヘルスケア産業の活性化や公的保険サービスとの連携強化により、「予防・進行抑制・共生型の健康・医療システム（多因子型の疾患への対応を念頭に、医療の現場と日常生活の場が、医療・介護の専門家、産業界、行政の相互の協働を得て、境目無く結びつき、個人のQOLの向上に資するシステム）」の構築を目指す。

（２）新産業創出に向けたイノベーション・エコシステムの構築

・製薬産業、医療機器産業、介護福祉機器産業やその他公的保険外の様々なヘルスケアサービス関連産業が一体となり、実用化まで含めて新たな付加価値を創出できる、総合的な健康・医療関連産業の振興を目指す。

・ベンチャー企業等によって革新的なイノベーションが創出されるとともに、既存の健康・医療関連産業にとどまらず、異業種企業や投資家などの幅広い関係者による健康・医療分野への投資や新たな事業創出が促進されるよう、セクターを超えた連携の強化や産業ビジョンの共有等によるイノベーション・エコシステムの構築を図る。

※健康・医療戦略（第2期）（案）より一部抜粋

健康・医療新産業創出にむけて

※令和2年3月27日時点 健康・医療戦略 第2期より

1. 現状と課題

世界に先駆けて、超高齢社会が進展

- 人生100年時代の到来
- 取組みにより、「高齢者」像が変化しうる時代に
- 健康寿命と平均寿命に約10年の差

NCDs（老化に伴う疾患/生活習慣病）の拡大

- 診断・治療に加え、予防の重大性が増大
- 疾病と共生していくための取組も重要

産業構造の変化

- グローバルなイノベーション競争
- 我が国のヘルスケアベンチャー企業の遅れ
- 多様化するヘルスケアサービスへのニーズ
- Society5.0の重要分野としての健康・医療

2. 今後の方向性

予防・進行抑制・共生型の
健康・医療システムの構築



総合的な健康・医療新産業創出に向けた
イノベーションエコシステムの構築

3. アクション

健康投資WG

新事業創出WG

イノベーションネットワーキング促進WG（仮）

職域・地域・個人の健康投資の促進

- 1. 職域の健康投資の促進**
 - ✓ 健康経営顕彰制度の運営
 - ✓ 健康経営の資本市場からの評価指標策定
 - ✓ コラボヘルスの推進
 - ✓ 健康経営のISO化
- 2. 予防・健康づくりのインセンティブ**
 - ✓ 後期高齢者支援金の加算・減算制度のインセンティブ措置の強化
 - ✓ 国民健康保険の保険者努力支援制度のインセンティブ措置
 - ✓ 官民インセンティブの具体化
 - ✓ ヘルスケアポイント等の個人インセンティブ付与につながる保険者の取組支援
- 3. 地域・職域連携の推進**
 - ✓ 継続的・包括的な保健事業の推進

新市場・総合的なヘルスケア産業の創出支援

公的保険外のヘルスケア産業の促進

- 1. 地域に根ざしたヘルスケア産業の活性化**
 - ✓ 次世代ヘルスケア産業協議会等によるヘルスケアサービス創出支援
 - ✓ 「地域版ヘルスケア産業協議会」の設置促進
- 2. 適正なサービス提供のための環境整備**
 - ✓ ヘルスケアサービスの品質評価の取組
 - ✓ イノベーションの社会実装
 - ✓ 公的保険サービスと公的保険外サービスの連携
- 3. 個別の領域の取組**
 - ✓ 健康な食、地域資源の活用
 - ✓ スポーツ、観光
 - ✓ まちづくり、住宅
- 4. 成果連動型民間委託契約方式PFS/SIB)の普及促進について**
 - ✓ アクションプランに基づく取組

イノベーションエコシステムの強化

- 1. 地域に根差した健康・医療新産業の活性化**
 - ✓ 「地域版ヘルスケア産業協議会」設置促進
 - ✓ 国と自治体の連携促進
- 2. 官民ファンド等による資金支援**
 - ✓ ベンチャー等の研究開発から実用化に至る投資の促進
 - ✓ 官民ファンドの投資ノウハウの地域金融機関等への移転
 - ✓ バイオベンチャーの資金調達の課題解決に向け、取引所等の関係者と対応を検討
 - ✓ Healthcare Innovation Hub（InnoHub）の活用によるベンチャー支援や新規参入の促進及び国内外からの投資の呼び込み
- 3. 産学官連携による戦略的取組**
 - ✓ 異業種からの参入促進
 - ✓ 産官学連携による社会実証、基準作り等の協調領域の取組の促進
 - ✓ 薬価制度等におけるイノベーションの適切な評価

1 公的保険外のヘルスケア産業の促進等

（１）地域に根ざしたヘルスケア産業の活性化

① 次世代ヘルスケア産業協議会等によるヘルスケアサービス創出支援

「生涯現役社会」の実現のためには、生活習慣病やフレイル、認知症等に対する一次予防、二次予防、三次予防に係る取組を多職種が連携しながら切れ目なく進めていくことが必要であることから、以下の施策を進める。

i)一次予防に着目した環境づくりが課題であることから、健康増進に資する製品・サービスの普及のあり方や、最期まで社会に関わり生活者として暮らし続けることの出来るまちづくり・コミュニティ等のあり方などについて、次世代ヘルスケア産業協議会の下で検討を進める。

ii)地域版協議会を活用し、地域において医療・介護関係者と関係事業者等が連携して、主に①生活習慣病、②がん、③フレイル・認知症に係る一次予防、二次予防、三次予防に着目したヘルスケアサービスや超高齢社会における諸課題（少子化、生産人口減少、高齢化）に対応するヘルスケアサービスの創出や、ヘルスケアサービスの流通構造の構築に資する事業を支援しつつ、併せて、地域におけるヘルスケアサービスの振興に資する支援策の検討などを通じ、地域における予防の促進と他地域への展開を目指す。

(2) 適正なサービス提供のための環境整備

①ヘルスケアサービスの品質評価の取組

ヘルスケアサービスの社会実装に向け、業界や業界横断の自主的なサービス基準の整備等を促進しつつ、需要者側のニーズと連動した継続的な品質評価を可能とする環境、ヘルスケアサービスの流通構造の構築に向けた環境整備を進める。

具体的には、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に基づいた業界自主ガイドラインの策定支援や、ヘルスケアサービスを利用者に届けるいわゆる「仲介者」に対する「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の普及、またヘルスケアサービスが広く普及していく段階を踏まえ、業界自主ガイドライン等に基づく一定の品質が確保されたヘルスケアサービスがそのサービスを選択・評価し、利用者（消費者）に紹介する役割を担う仲介者に適切に選択されるよう流通構造の構築を促し、継続的なヘルスケアサービスの品質評価を可能とする環境整備を行う。

②イノベーションの社会実装

データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等に関するエビデンスを確認・蓄積するための実証を行う。

健康経営等に資する効果的な行動変容サービスの開発・普及を図るべく、研究開発事業を通じたエビデンスの構築等を進める。具体的には、生活習慣病の重症化予防や介護予防、健康経営の推進に資するサービス等への拡大を目指し、実証事業を実施する。

また、行動変容促進事業の発展として、日常生活のデータなど、従来医療現場で必ずしも活用されてこなかったデータの活用により、アウトカムの向上を目指す「パッケージ型ヘルスケアソリューション」について、効果に係るエビデンス構築や課題整理を行う実証事業を開始する。

個人が適切に自らの保健医療情報を管理し、予防・健康づくりなど多目的に活用する仕組みであるPHR（Personal Health Record）について、民間PHRサービスの適切かつ効果的な利活用を進めるため、セキュリティ等の事業者要件や、データの相互運用性や標準化の検討など、必要な基盤整備を進める。

③公的保険サービスと公的保険外サービスの連携

ヘルスケアサービス提供事業者と利用者（消費者）の中間に位置し、そのサービスを評価、選択し利用者（消費者）に紹介する役割を担う仲介者を支援していく。

(3) 個別の領域の取組

①健康な食、地域資源の活用

i) 健康情報・食習慣等のデータ集積及びそれらを活用した健康産業の創出

腸内マイクロバイオームをはじめとする健康情報や食習慣等に関する食習慣データの集積など、健康に資する食生活のビックデータ収集・活用のための基盤整備を推進する。これらにより、科学的根拠に基づく食を通じた国民の健康増進に寄与するばかりではなく、農業、食産業と情報産業が調和した新たな産業分野の創出を目指す。

食品に機能性等を表示できる制度を適切に運用するとともに、制度に関する消費者への知識の普及啓発の取組を推進する。

ii) 地域関係者が連携した食関連ヘルスケア産業の創出

地域の農産物・食品の機能性を明らかにする研究開発を行うとともに、地域版協議会等を通じた、生活習慣に配慮しながら地域食品事業者と連携した食事メニューの開発による食生活の改善と健康に資する機能性を有する農産物等の活用に係る取組をフォローアップし、その成果や取組を進める上で明らかになった課題を整理・公表することにより、地域の機能性を有する農産物の需要創出と地域住民の健康増進を同時に実現する食関連ヘルスケア産業の創出を加速化する。

②スポーツ、観光

スポーツツーリズム等を活用し、スポーツによる地域の活性化を促進する。具体的には、地域スポーツコミッション（スポーツを核とした地域活性化に取り組む組織等）が行う活動を支援するとともに、スポーツツーリズムのムーブメント創出に向けたプロモーション等を展開する。また、文化庁、観光庁と連携し、「スポーツ文化ツーリズム」の定着に向けた取組を引き続き実施する。

また、生活習慣病や運動器疾患等を有する住民（医療機関等を受診した者）等が、医学的評価に基づき健康スポーツ医等の医師が推奨する運動・スポーツの情報を踏まえ、健康運動指導士等の助言を参考にしつつ、地域で安心して安全かつ効果的な楽しい運動・スポーツを実践できる仕組みを構築する。

加えて、スポーツを行うことが生活習慣の一部となることを目指す「Sport in Life プロジェクト」において設置した企業、地方自治体、スポーツ団体、経済団体等で構成するコンソーシアムの連携を促進するとともに、加盟団体で構成するプロジェクトチームによる課題（スポーツ実施の阻害要因）解決のための実証実験等を行いスポーツ実施者の増加を図るとともに、スポーツを通じた健康で活力ある社会の実現を目指す。（再掲）

③まちづくり、住宅

多くの地方都市では、今後急速な人口減少に伴い、市街地における居住の低密度化が進み、生活サービス機能の維持が困難になることが懸念されている。居住や都市機能の集積を進めることにより、訪問介護などサービス産業の生産性が向上し、地域経済の活性化が図られる。

また、高齢者の外出機会の増加、市民の歩行量の増加による健康増進の観点からもコンパクトで歩きたくなるまちづくりを推進する。

（４）成果連動型民間委託契約方式（PFS/SIB）の普及促進について

2019年度に策定した成果連動型民間委託契約方式（PFS/SIB）の推進に関するアクションプランに従い、重点分野とするヘルスケアサービス分野（医療・健康、介護）におけるPFS/SIB事業実施のための手引きの作成、成果指標や支払条件等の根拠となるエビデンスの整備、新規性の高いモデル事業の創出に向けた個別自治体の組成支援（特にこれまでPFSによる課題解決の実績がなくかつ高い社会的インパクトが見込まれる領域での展開等）およびセミナー等の開催を通じて、関係府省庁と連携しながらPFS/SIBの普及促進を推進する。

（５）新型コロナ対策を踏まえたヘルスケア産業のあり方について

地域に根差したヘルスケア産業の活性化

「地域版次世代ヘルスケア産業協議会」のネットワーク化

- ・地域版協議会は、将来の課題等についての対話を行い、地域の実情に応じて、具体的なビジネス創出の方向性を打ち出すことが重要です。しかしながら、現状は「体制・連携」などに課題を抱えている協議会も多く、有効な機能が発揮できていない状況です。
- ・地域版協議会については、引き続き設置の促進を図りつつ、各地域版協議会と関係省庁が定期的に対話できる「場」の設置を検討し、地域版協議会と関係省庁が、地域課題や解決策、その解決策に資する関係省庁の施策の共有等を図っていくことで、地域版協議会の機能が発揮できる環境の整備に取り組んでいきます。

＜期待される効果＞

- ・地域の実情を政策に反映
- ・地域間での課題、その解決策の共有
- ・地域を越えたビジネスマッチングの機会創出
- ・ビジネスフィールドの拡大 等

地域版次世代ヘルスケア
産業協議会 45団体

地域版次世代ヘルスケア産業協議会アライアンス

【活動内容】

✓地域×省庁

地域の実情を共有、関連施策の共有、政策等への反映等

✓地域×地域

関係省庁との対話による地域間の情報共有、関連政策の把握、ビジネスマッチング 等

【メンバー】

- ・経済産業省（主催）、厚生労働省などの関係省庁
- ・地域版次世代ヘルスケア産業協議会

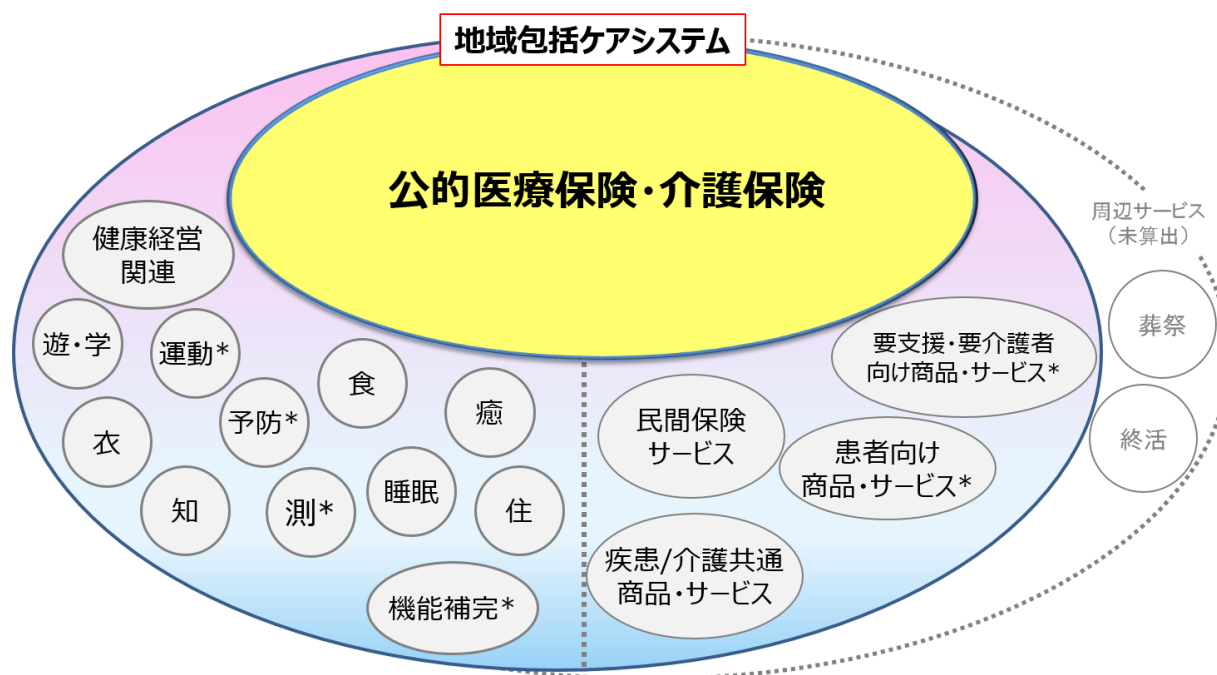
【開催実績】

- ・第1回 平成30年8月3日
- ・第2回 令和元年10月28日

ヘルスケアサービスの品質評価の取組

業界自主ガイドライン等策定の推進

- 平成31年4月開催の次世代ヘルスケア産業協議会において「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」（以下、指針）を取りまとめた。
- 昨年度は5業界団体へ指針を踏まえた業界自主ガイドライン等の策定支援を実施。
- 今後は現状のヘルスケア産業分野別の業界自主ガイドライン等の策定状況を整理した上で、医療・介護従事者の視点から特に重要な分野や業界自主ガイドライン等策定によるインパクトが大きい分野等を明確にして、施策を検討する。



①本年度末を目途に現状のヘルスケア産業分野別の業界自主ガイドライン策定状況を整理

②その中でも業界自主ガイドライン等策定を特に促進すべき重点分野を明確化

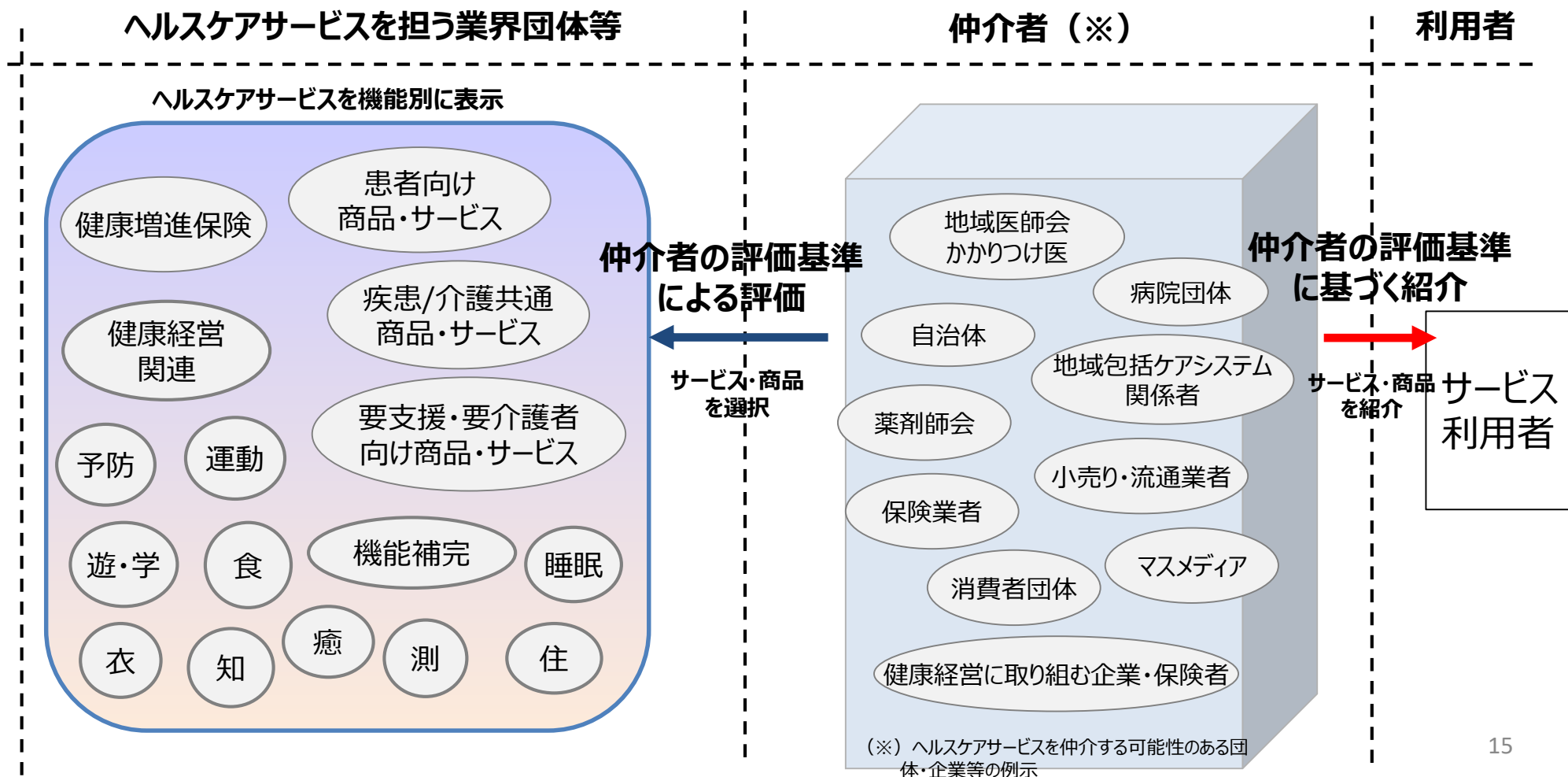
＜重点分野明確の際の観点＞

- ・医療・介護従事者の視点から特に重要な分野
- ・業界自主ガイドライン等策定によるインパクトが大きい分野

仲介者の評価基準の策定を支援

- 利用者に適切なヘルスケアサービスを紹介する重要な役割を担う仲介者には、指標となるような評価基準が必要との認識から、評価基準の策定を支援していく。

ヘルスケアサービスが仲介者や利用者から選択される仕組み（流通構造）のイメージ

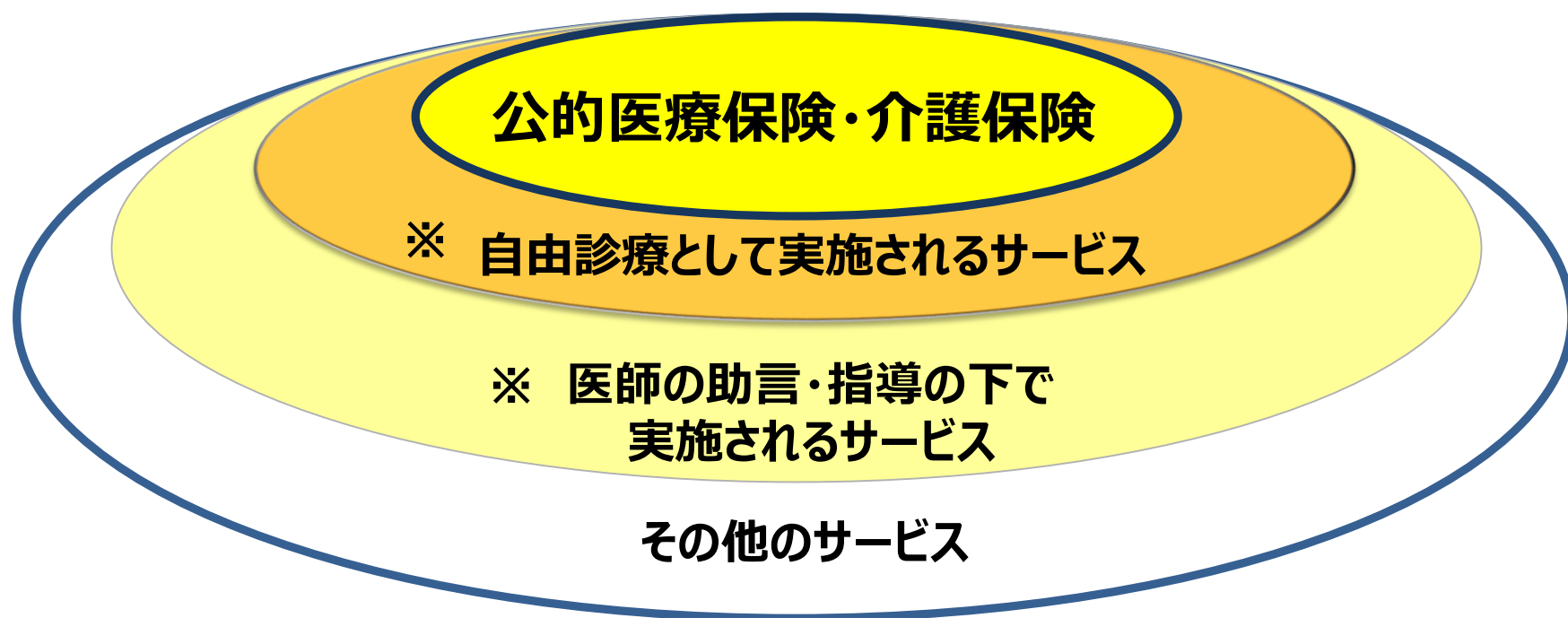


ヘルスケアサービスの種類に応じた仲介者の多様性

公的保険外サービス、医療介護周辺または辺縁サービスには多様性があり、サービスの種類によっては有資格者が仲介者となることでより高度な評価基準で利用者に適切なサービスを提供できると考える。

優良な仲介者を育成するためにも仲介者評価基準の策定を支援していく。

※有資格者であることが仲介者に求められると想定されるサービス



イノベーションの社会実装

国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会

目 的

- 急激な少子高齢化、人口減少が進む我が国にあって、更なる健康寿命の延伸に向けた取組を進めることが重要である。そのための仕組みの一つとして、世界的には、**個人の健康診断結果や服薬歴等の健康等情報を電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組みであるpersonal health record(PHR)**の考え方が広がっている。
- 我が国では、2020年度から特定健診、乳幼児健診等、2021年度から薬剤情報について、マイナポータルにより提供することとされており、これらを通じて予防、健康づくりの推進等が期待されている。
- また、「経済財政と運営の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」(令和元年6月21日閣議決定)においては、「生まれてから学校、職場など生涯にわたる健診・検診情報の予防等への分析・活用を進めるため、マイナポータルを活用するPHRとの関係も含めて対応を整理し、**健診・検診情報を2022年度を目途に標準化された形でデジタル化し蓄積する方策をも含め、2020年夏までに工程化する**」こととされており、今後は他の健康・医療等情報等も含めたPHRの活用も期待される。
- 既に進んでいる事業の状況も踏まえつつ、**我が国のPHRについての目的や方向性を明確にした上で、自身の健康に関する情報について電子データ等の形での円滑な提供や適切な管理、効果的な利活用が可能となる環境を整備していくため、関係省庁や省内関係部局との連携の下、「国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会」を開催し、必要な検討を行う。**

構 成 員

◎座長 (五十音順、敬称略)

- 岡村 智教 慶應義塾大学衛生学公衆衛生学教室教授
- 中山 健夫 京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻健康情報学分野教授
- ◎永井 良三 自治医科大学学長
- 長島 公之 公益社団法人日本医師会常任理事
- 樋口 範雄 武蔵野大学法学部法律学科特任教授
- 松田 晋哉 産業医科大学医学部公衆衛生学産業保健データサイエンスセンター教授
- 宮田 裕章 慶應義塾大学医学部医療政策・管理学教室教授
- 山口 育子 認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOMI理事長
- 山本 隆一 一般社団法人医療情報システム開発センター理事長

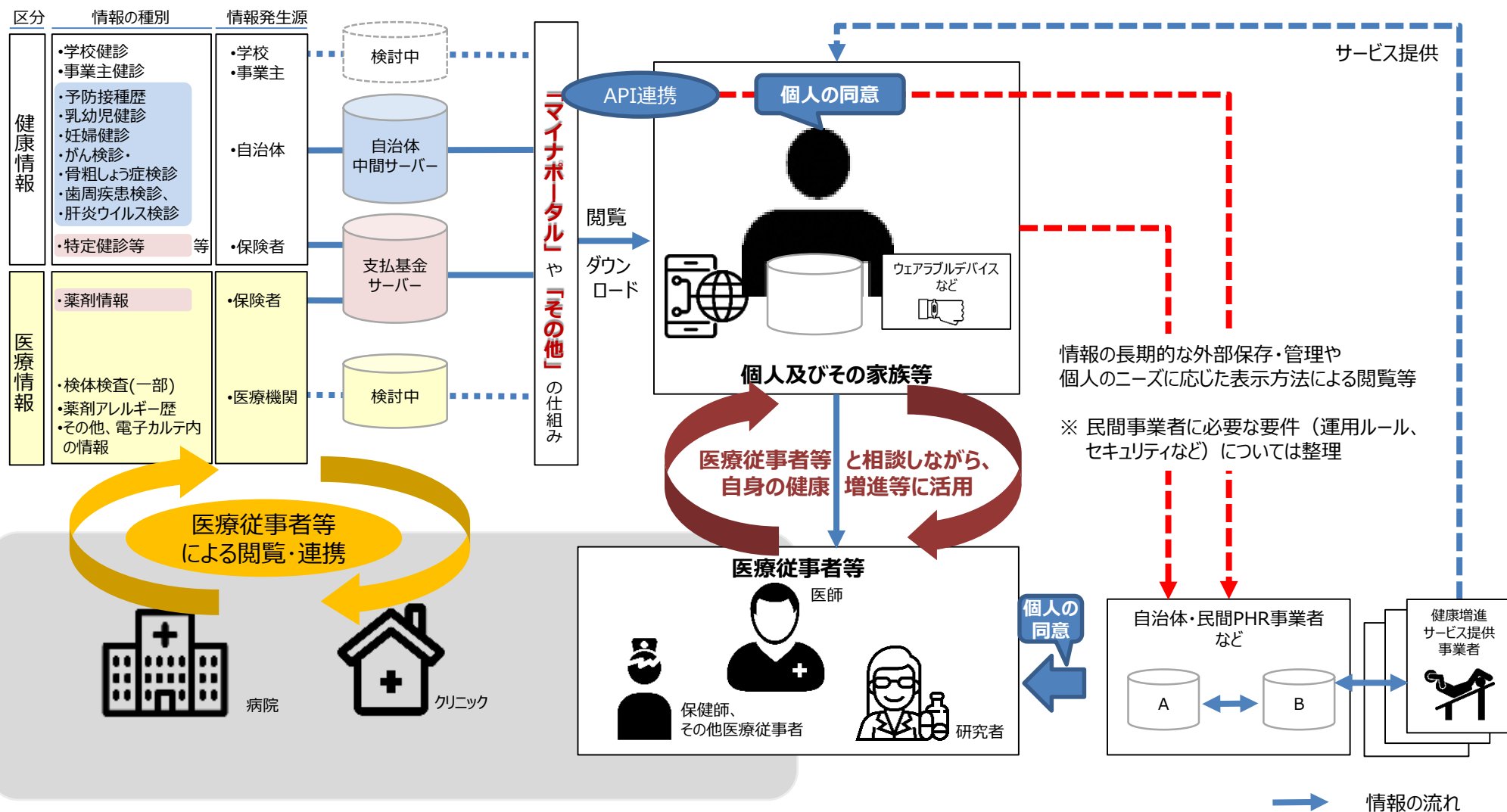
関係省庁

- 厚生労働省 健康局 健康果(事務局)、がん・疾病対策課
医政局 総務果医療情報化推進室、研究開発振興果、歯科保健果
医薬・生活衛生局 総務果
労働基準局 安全衛生部労働衛生課
子ども家庭局 母子保健果
保険局 医療介護連携政策課保険データ企画室、
医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室
政策統括官付情報化担当参事官室
- 内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室
- 内閣官房 健康医療戦略室
- 内閣府 大臣官房 番号制度担当室
- 総務省 情報流通行政局情報流通振興果 情報流通高度化推進室
- 文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課
- 経済産業省 商務・サービスグループヘルスケア産業課

取扱い情報

個人による閲覧 (PHR)

情報の利活用



- 様々な民間PHRサービスが既に存在※し、今後更なる利活用も想定されている。
PHR検討会においてまとめられた「国民・患者視点に立ったPHRの検討における留意事項」を踏まえ、民間PHRサービスの適正かつ効果的な利活用を進めるための環境整備について、PHR検討会の下に「民間利活用作業班」を設け、検討を進めている。
- 第1回(1/15)、第2回(2/19)で検討を行い、次頁の論点について検討。
 - ・ 国で整理すべき事項（特に情報セキュリティや個人情報の取扱い）
 - ・ 民間事業者・業界で実務的に整理すべき事項（特に幅広い民間サービスの活性化）など、今後の対応・工程表について検討を進めているところ。

※ 民間PHRサービスの実態

- 「民間PHRサービス」としては、単に個人の健康情報等を記録(record)するだけでなく、それに基づき生活習慣の改善方法等の提示、健康増進サービスの推奨等、個人の自己管理をサポートするものも多い。
- 実際の使われ方としては、
 - ・ 個人が健康増進等目的で利用する場合
 - ・ 保険者の保健指導、企業の健康経営・福利厚生等の一環として個人にアプリの利用を促す場合
 - ・ 医療機関が疾患管理・二次予防のために患者にアプリの利用を促す場合等がある。(用途によって、安全性・有効性や、個人情報の取扱いに等について論点も少しずつ異なる)

第1回の議論を踏まえた今後の検討の進め方について(たたき台)

第2回 民間利 活用作業班 資料4を一部改 変

- 民間PHRサービスは、以下の3つの機能に類型化できる。
 - ① 個人の保健医療情報を記録管理・閲覧する機能
 - ② ①に基づき、生活習慣改善等に向けたリコmendを行う機能
 - ③ ①又は②に加え、記録された保健医療情報を研究開発等のために第三者提供を行う機能
- それぞれの機能について、以下の点が特に重要である。
 - ①記録管理・閲覧機能 … 情報の相互運用性と情報セキュリティ
 - ②リコmend機能 … 生活習慣改善等に向けたリコmend機能の安全性・有効性などの質の担保
 - ③第三者提供機能 … プライバシー、個人情報の適切な取扱い
- 情報セキュリティや個人情報の適切な取扱いについては、既存の関連ガイドライン等と重複しないように留意しつつ、新たな対応が必要となる範囲については政府として基本的な方針を示した上で、その後、民間において運用、メンテナンスしていくことが望ましい。
- 生活習慣改善等に向けたリコmend機能の安全性・有効性等については、適切かつ幅広い民間PHRサービスの活性化の観点から、政府で議論するもののほか、民間PHR事業者が業界として団体をつくり、実務的なルールを整備、メンテナンスしていくことが望ましい。
- 本作業班で検討するPHR事業者の範囲について、既存の関連ガイドライン等との関係にも配慮しつつ、整理する必要がある。
 - 例) 健診機関が行っている受診者向けの情報公開サービス
 - 地域医療連携の中で患者自身がデータを見ることができるサービス

成果連動型民間委託契約方式（PFS/SIB）の 普及促進について

成果連動型民間委託契約方式(PFS:Pay For Success)アクションプラン(令和2年度～4年度)の概要

PFSとは

- ・地方公共団体等が、民間事業者に委託等して実施させる事業のうち、
- ・その事業により解決を目指す行政課題に対応した成果指標が設定され、
- ・地方公共団体等が当該行政課題の解決のためにその事業を民間事業者に委託等した際に支払う額等が、当該成果指標の改善状況に連動するもの

方針

- ・国内外の取組を参考に分野横断的なガイドラインを作成する。また、重点3分野（医療・健康、介護、再犯防止）については具体的な成果指標の例示等を行う事業実施の手引きを作成するなど、案件形成に向けた情報面での支援等を行う。
- ・これにより、重点3分野を中心にPFSの活用事例の蓄積を進めつつ、地方公共団体等のニーズ等を踏まえながら、まちづくりなど重点3分野以外にも横展開を進める。

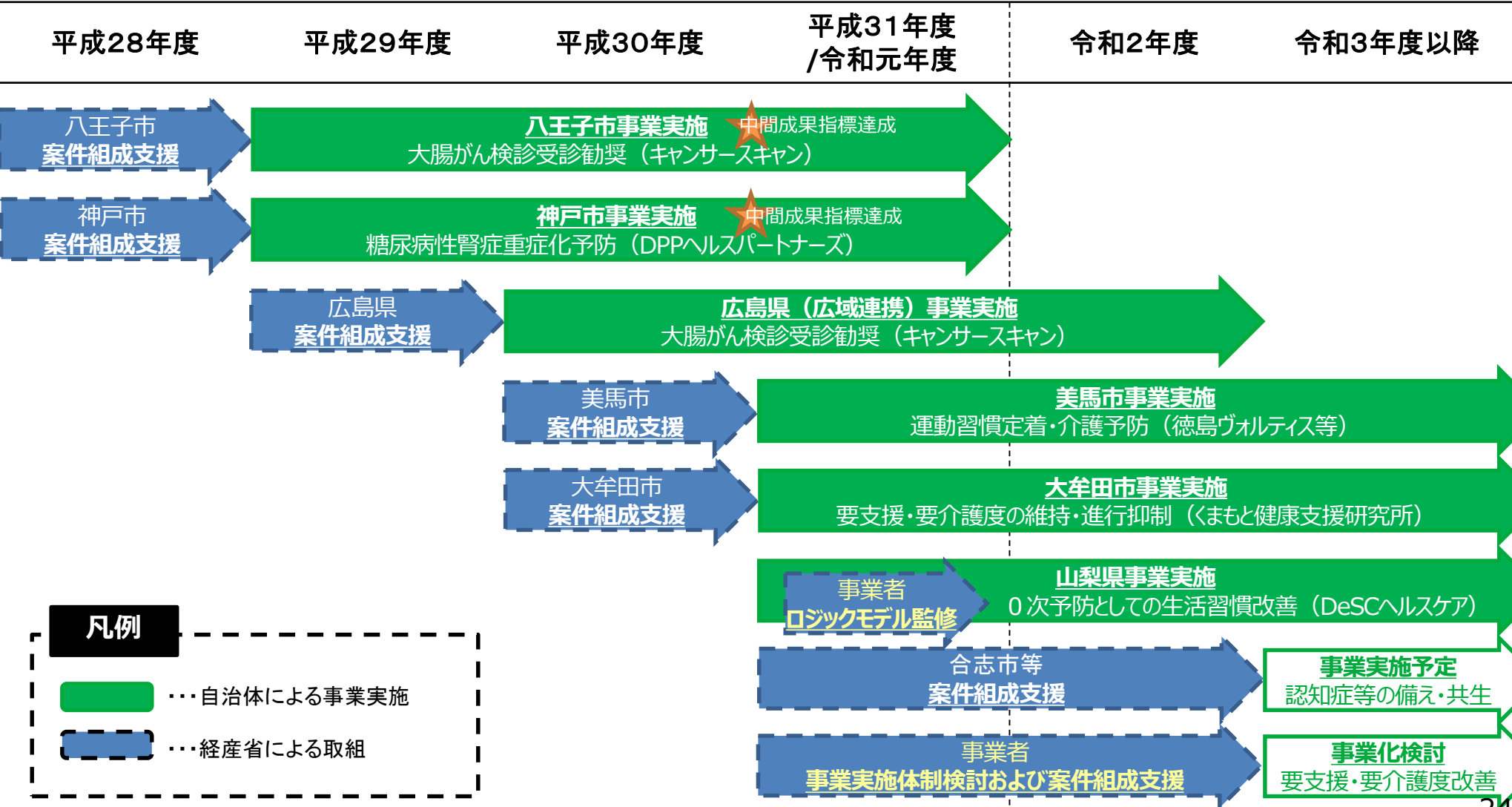
分野	主な取組事項
共通	➢ 共通的ガイドラインの作成【成果指標の設定やその評価の方法、支払条件等についての考え方の整理 等】 ➢ PFSを活用する地方公共団体等に向けた支援【地方公共団体における導入可能性の検討支援 等】 ➢ PFS事業の横展開に向けた理解促進等【PFSポータルサイトを通じた情報提供(https://www8.cao.go.jp/pfs/index.html) 等】 ➢ PFSの補助制度の検討
医療・健康 介護	➢ 分野別のPFS事業実施のための手引きの作成【PFS事業の実施手順、成果指標、実施体制等の例示 等】 ➢ 支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備 【地方公共団体が保有するデータの活用方法に関する情報提供 等】 ➢ 横展開を進めるための支援事業等の実施 ➢ PFSの普及啓発【セミナー等の実施、各種会議の場における情報提供 等】 ➢ 交付金・補助金等の既存の制度枠組みにおけるPFSの普及促進策の実施 【保険者努力支援交付金においてPFS事業に対する支援を行うほか、保険者機能強化推進交付金において、PFSの活用を評価】
再犯防止	➢ 分野別のPFS事業実施のための手引きの作成【PFS事業の実施手順、成果指標、実施体制等の例示 等】 ➢ 支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備 【成果指標を達成した場合の政策効果について、先進的な事例等をもとに参考となる情報を集約】 ➢ 事例構築を進めるためのモデル事業の実施に向けた検討 ➢ PFSの普及啓発【地方公共団体に対する各種会議等の場における情報提供等の実施 等】

目標

令和4年度末において、重点3分野でのPFS事業を実施した地方公共団体等の数を100団体以上とする。

ヘルスケア分野でのPFS/SIB導入促進に向けた取組①

- 経済産業省においては、意欲ある自治体・事業者に対しヘルスケア分野でのPFS/SIB導入案件組成を支援。平成28年度から継続的に多様なモデル事業を創出している。



凡例

…自治体による事業実施

…経産省による取組

ヘルスケア分野でのPFS/SIB導入促進に向けた取組②

- 経済産業省では、自治体のPFS/SIB導入意欲をさらに高めていくために各地域の自治体・事業者等に対しPFS/SIB活用セミナー等を実施。また、地方公共団体向けにヘルスケア領域における成果連動型民間委託契約方式（PFS/SIB）導入のためのノウハウ集を作成。

PFS/SIB活用セミナー

【今年度の実績】

- 次世代ヘルスケア産業協議会
 - 平成31年4月12日
- 関東財務局主催PPP/PFI、SIB普及促進セミナー
 - 令和元年10月30日@横浜
 - 令和2年2月13日@さいたま
- 内閣府主催PFSセミナー
 - 令和2年2月3日@東京
- 三重県庁主催SIBセミナー
 - 令和2年2月14日@津
- 経済産業省・北海道経済産業局共催ヘルスケア分野を中心としたPFS/SIB活用セミナー
 - 令和2年2月17日@札幌
 - 令和2年2月18日@帯広

PFS/SIB導入ノウハウ集

【目次（第4版）】

- PFS/SIB事業の定義
- PFS/SIB事業の一般的なスキーム
- 地方公共団体におけるPFS/SIB導入の意義
- 新たな官民連携手法としてのPFS/SIB
- アウトカムとは
- PFS/SIB事業化フロー
- 事業化までのスケジュールのイメージ
- STEP 1 対象テーマの設定
- （参考）地方公共団体連携型事業について
- STEP 2 可能性調査
- STEP 3 予算化のポイント
- STEP 4 公募資料作成
- STEP 5 事業者選定
- STEP 6 事業実施
- （参考）PFS/SIB導入による成果
- （参考）資金調達手法に関する事例

経済産業省の今後の取組

1. ヘルスケア分野における案件形成支援を通じたモデル事業の創出

- ✓ 特にこれまでPFS/SIBによる課題解決の実績がなく、且つ高い社会的インパクトが見込まれるテーマ（社会課題）を対象に、案件形成の支援を実施する。
- ✓ 直近では主に「一次予防」および「介護の生産性向上」に関わる案件形成支援を行う。

2. PFS/SIB推進に関わるヘルスケア分野のエビデンス整備

- ✓ 国の支援を受けた事業等の先進事例をもとに参考となる情報（テーマ毎の具体的な成果指標や支払い条件、分野の特性を踏まえた評価方法等）を整理し、地方公共団体や民間事業者等に提供する。例えば、PFS/SIB導入のノウハウ集の更新等を実施する。

3. PFS/SIBの普及啓発

- ✓ 地方公共団体や民間事業者等に対し、セミナーや個別テーマに特化したワークショップ、各地域における講演、等を実施する。